

【単県医療費公費負担制度の平成21年4月診療月からの変更点】

- ・(80)心身障害者医療費公費負担制度
- ・(86)ひとり親家庭等医療費公費負担制度
- ・(85)乳幼児医療費公費負担制度…赤磐市(小学1年生～3年生)のみ

○平成21年3月診療月まで

所得区分		自己負担限度額	
		通院	入院又は合算の場合
一定以上所得者		44,400円	80,100円+1%
一般		12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ	2,000円	12,000円
	Ⅰ	1,000円	6,000円



○平成21年4月診療月から

所得区分		自己負担限度額	
		通院	入院又は合算の場合
一定以上所得者		44,400円	80,100円+1%
一般		12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ	4,000円	12,000円
	Ⅰ	2,000円	6,000円

※低所得者Ⅰ・Ⅱの通院のみ自己負担限度額が変わります。

なお、受給資格証は受給者本人あて再発行されますが(岡山市、総社市を除く。)、公費負担者番号、受給者番号は変更されません。

【乳幼児医療費受給資格証の記載例】

ご注意ください!

(85)乳幼児
※赤磐市の小学生1年生～
3年生のみ

有効期間を平成21年3月31日までとして発給しているため、平成21年3月中に各市町村において証を出し直す予定ですので、証の上限額、有効期間の確認をお願いいたします。
(低所得Ⅰ、Ⅱの受給者のみ。)

(低所得Ⅰの受給者の場合、外来 1,000円 → 2,000円)

受診の際は必ず保険証に添えて提出してください。
この資格証が使えるのは、岡山県内の医療機関だけです。

岡 山 県		
乳 幼 児 医 療 費 受 給 資 格 証		
公費負担者番号	8 5 3 3	
受給資格者番号		
受給資格者	住 所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生
一部負担金の割合	1 割	
一部負担金の月額上限額	外 来	2,000 円
	入 院	6,000 円
有効期間	平成 21 年 4 月 1 日から 平成 21 年 6 月 30 日まで	
・上記の旨の受診にかかる医療保険の自己負担分から、上記の一部負担金を控除した額を、公費で負担します。 平成 年 月 日		
保険医療機関・保険薬局の方へ この資格証により診療を求められたときは、上記の一部負担金を受領し、この一部負担金を控除した額を公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。		

← 1,000円